

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

- 一 一等級二十二号給(車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室

長、印刷技手長又は用務主任の職務にある者に限る。)

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 災害出勤業務

第五条第一項第十八号を次のように改める。

十八 アスファルト取扱作業

第五条第一項に次の一号を加える。

二十 特殊自動車運転作業

第五条第四項中「八十円」を「百円」に改め、同条第五項中「第一項第四号の」を「第一項第二十号に掲げる作業に係る」に改め、同条第六項中「八十円」を「百円」に、「四十八円」を「六十円」に改め、同条第八項

中「五十円」を「六十円」に、「三十円」を「三十六円」に改め、同条第九項を次のように改める。

九 第一項第十八号に掲げる作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員

がアスファルトプラント作業及びアスファルトを使用する道路補修作業

に従事したときに支給する。ただし、第一項第二十号に掲げる作業に係る特殊勤務手当が支給される日については支給しない。

第五条第十項中「八十円」を「百円」に、「四十八円」を「六十円」に改め、同条に次の二項を加える。

13 第一項第二十号に掲げる作業に従事する職員の特殊勤務手当は、知事が別に定める特殊自動車の運転作業に従事したときに支給する。

14 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百五十円とし、作業に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、九十円とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現 業 職 給 料 表

職務の等級 号 給	特 1 等 級 給 料 月 額	1 等 級 給 料 月 額	2 等 級 給 料 月 額	3 等 級 給 料 月 額
1	—	39,800	27,300	23,800
2	75,300	42,100	28,400	24,600
3	78,600	44,400	29,500	25,500
4	81,900	46,900	30,700	26,200
5	85,300	49,400	31,900	27,300
6	88,700	51,900	33,200	28,400
7	92,100	54,400	34,500	29,500
8	95,500	56,900	36,100	30,700
9	98,900	59,400	37,900	31,900
10	102,300	64,200	39,800	33,200
11	105,500	67,100	41,900	34,500
12	108,600	70,000	44,000	35,700
13	111,700	72,900	46,100	36,900
14	114,800	77,700	48,200	38,100
15	117,000	80,900	50,000	41,900
16	119,200	84,100	54,400	44,000
17	121,400	87,300	56,900	46,100
18	123,600	90,500	59,400	48,200
19		93,400	61,900	50,000
20		96,100	64,200	54,400
21		98,800	70,000	56,900
22		101,500	72,900	59,400
23		104,200	75,800	61,900
24		106,200	78,500	64,200
25		108,200	81,200	66,500
26		110,200	83,400	68,800
27		112,200	85,200	70,800
28			86,600	72,800
29			87,900	74,300
30			89,200	75,500
31			90,500	76,700
32			91,800	77,900
33			93,100	79,100
34				80,300

別表第二を次のように改める。

別表第二 職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
特一等級	相当長期の経験を有する車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務
一等級	車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務
二等級	自動車整備士の職務
三等級	運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業技手、畜産技手、蘭検技手、道路技手、ボイラ技手、調理士、介護員、農業技手、調理員、医療助手、用務員、寮母又は検査助手の職務

別表第四の備考を次のように改める。

備考 1 自動車整備士、運転士又はボイラ技手のうち、別表第三の初

任給基準表の備考の規定により学歴免許を高校卒とされた者(再換算率が三分の三である者を除く。)に係るその就業に必要な免許等の資格の取得後における経験年数の再換算率は、この表の規定にかかわらず、職務の内容が同種とみなされる期間については、三分の三とする。

2 再換算率が三分の三である者以外の者に係る学歴免許の資格取得後における経験年数の再換算率は、この表の規定にかかわらず、五年までの年数について五分の四とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第四の規定は昭和四十五年五月一日から、改正後の規則第三条の二第三項、第五条第一項第二十号、第四項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十三項及び第十四項、別表第一並びに別表第二の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「五百十円」を「七百七十円」に改める。

第八条第二項中「八十円」を「百二十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

第九条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第十条第二項中「百六十円」を「二百円」に改める。

第十一条第二項中「三千円」を「三千五百円」に改める。

第十三条第二項中「八十円」を「百五十円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて昭和四十六年四月一日からこの企業管理規程の施行の日の前日までの間に企業職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】